

カモシカの生息状況と対策について

群馬県環境森林部自然環境課 中山 寛之、坂庭 浩之
群馬県立自然史博物館 姉崎 智子

1 はじめに

ニホンカモシカは元々狩猟獣であったが、大正時代までその毛皮や肉、角などが重要な資源として利用されていたため強度の狩猟圧がかかり、生息頭数が著しく減少し生息域も縮小し「幻の動物」となった。そのため、狩猟法と文化財保護法の2つの法律を根拠として保護対象獣になり、80年以上の間、保護政策に注力された。しかし、山村地域では公然と密猟が行われていた時期もあって、生息頭数の回復は進まなかった。その後、全国的な密猟取締りや経済状況の変化によってカモシカの密猟は減少し、近年では林道脇でも見かけるほど、生息頭数及び生息域が拡大した。生息頭数が回復するとともに、カモシカによる農林業作物への被害が発生し、その被害は年々増加し、人間とカモシカとの間で軋轢（あつれき）が生じる事態となった。

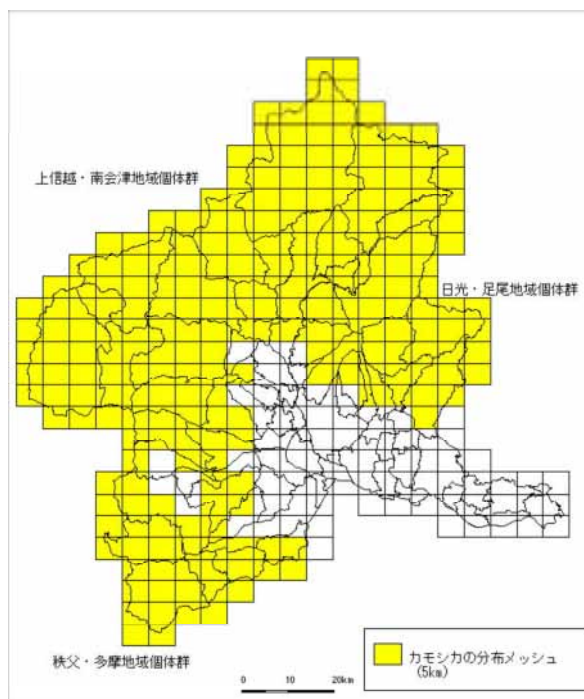
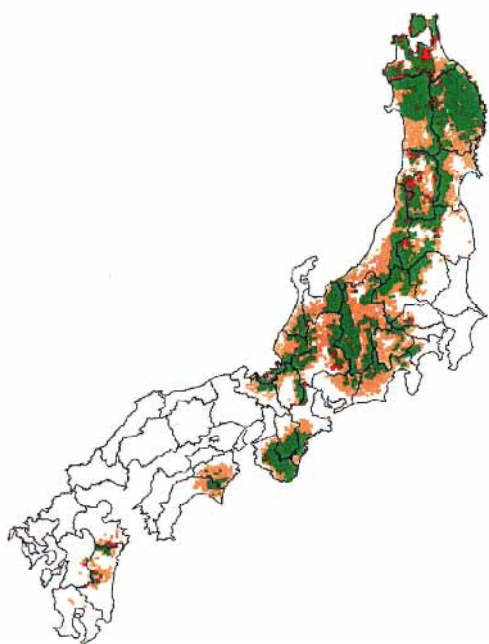
群馬県では、「群馬県カモシカ保護管理計画」を策定するなどして農林業被害軽減に取り組んでおり、これについて紹介する。



| 西暦 | 和暦 | 根拠法令など | 内容 |
|------|-------|-------------------|------------------|
| 1873 | 明治6年 | 鳥獣猟規則 | カモシカは狩猟獣 |
| 1925 | 大正14年 | 狩猟法 | カモシカ捕獲禁止 |
| 1934 | 昭和9年 | 史跡名勝天然記念物保存法 | 天然記念物指定・捕獲禁止 |
| 1955 | 昭和30年 | 文化財保護法 | 特別天然記念物・捕獲禁止 |
| 1959 | 昭和34年 | 全国カモシカ密猟取締り | 全国26都府県で検挙者164名 |
| 1979 | 昭和54年 | 三庁合意(環境庁・文化庁・林野庁) | 種指定から地域指定への変更を合意 |
| ~ | ~ | 各地で適法捕獲開始 | |
| 1999 | 平成11年 | 鳥獣保護法改正 | 特定鳥獣保護管理計画制度創設 |
| ~ | ~ | 各地で適法捕獲開始 | |
| 2006 | 平成18年 | 群馬県で特定鳥獣保護管理計画策定 | 群馬県で適法捕獲に向けて策定 |

2 生息状況

環境省の調査結果では、現在、国内での生息頭数は最大で10万頭を超えると推定されており、県内の調査結果では、約6,400頭と推定されている。生息地域は、栃木県・新潟県・長野県と接する県境の山岳地域を中心に県内に広く分布している。カモシカは縄張りを持つ動物で、面積当たりの生息頭数がおおよそ決まっていて、生息頭数が少なかった頃は、奥山地域を中心に生息していたものと推測されているが、生息頭数が増加した現在では、人家近くの里山にも出没するなど生息地域が拡大している。県内では人家周辺の耕作地で、作業中の人々が突き飛ばされるなど人身被害も発生している。



3 カモシカ対策について

群馬県では、対策の基本となる「群馬県カモシカ保護管理計画」を平成18年度に策定し、県内でのカモシカの生息状況、被害状況及び防除対策の現状を調査・整理した。これを基に県内市町村において「市町村別カモシカ保護管理計画」を策定し、よりきめ細やかな対応を計画している。このなかで、防除対策強化により被害軽減を図るのか、防除対策の他に捕獲して、生息数を減少させ被害軽減を図るのかを計画し実行に移していく。

防除対策強化の場合、定置柵や集落を囲むような長距離柵の設置、あるいは簡易な電気柵の設置等があげられる。また、耕作地周辺の藪や耕作放棄地を整備する環境整備事業もある。

防除対策の他に捕獲を行う場合、年度ごとに各市町村において「保護管理年次計画」を作成し、県では「群馬県個体数調整計画」を作成した後、これらの計画を添付して文化庁に「文化財現状変更申請」を行う。文化庁では審議会を開催して内容を審査し、特別天然記念物の現状に変化を加えることについての許可あるいは禁止を決定する。文化庁の許可を得た後、県に捕獲の許可申請を行い捕獲を実行する。文化財と捕獲と2つの許可を要するのである。

4 群馬県におけるカモシカ捕獲について

県内では嬭恋村と昭和村の2村で捕獲を実施している。

嬭恋村では高原キャベツやイチイの苗木に食害が発生しており、平成19年度に10頭、平成20年度に9頭捕獲し、平成21年度では9頭の捕獲を計画し捕獲作業中である。捕獲個体の胃からは、キャベツやブロッコリーなどが検出されたが、捕獲作業は冬季であり、家庭菜園や取り残しのキャベツを食べていたものと推測される。昭和村では、平成21年度に7頭の捕獲を計画し、既に計画数の捕獲を完了している。

捕獲した個体の扱いについては、学術的に貴重な種であることから、身体測定や繁殖指標、年齢査定及び食性調査を行うため、生殖器や頭部、第1胃の内容物をサンプリングし鑑定する。密猟と区別するため、販売などの商品取引を行わないよう指導している。毛皮については、適法捕獲された個体であることを証明するためにタグを取り付け、適法捕獲証明書の交付を受けなければならない。サンプリング調査で得られた情報は報告書にまとめ、今後の保護管理計画の見直しなどで反映させていく資料とする。



5 まとめ

狩猟獣であったカモシカだが、強度の狩猟圧により激減し狩猟獣から除外され、固有種の絶滅の危機として特別天然記念物に指定され保護政策が行われた。時間の経過とともに、現在では安定繁殖して生息頭数及び生息域が拡大し、人間や産業活動に被害をもたらす状況へと変化した。

防除対策強化においては、対策への設備投資費が年々増大し、被害事業者及び自治体も困窮している状況である。個体数調整においても、被害状況調査やその集計、何種もの計画の策定、さらには文化庁の審議会の許可を受けて、捕獲実施に至るといった事務の複雑さがボトルネックになっている。

現状のカモシカについては、法律上は保護対象獣であり耕作地では害獣扱いという2面性があり、鳥獣保護管理行政の困難さを物語る代表的な事案と言える。

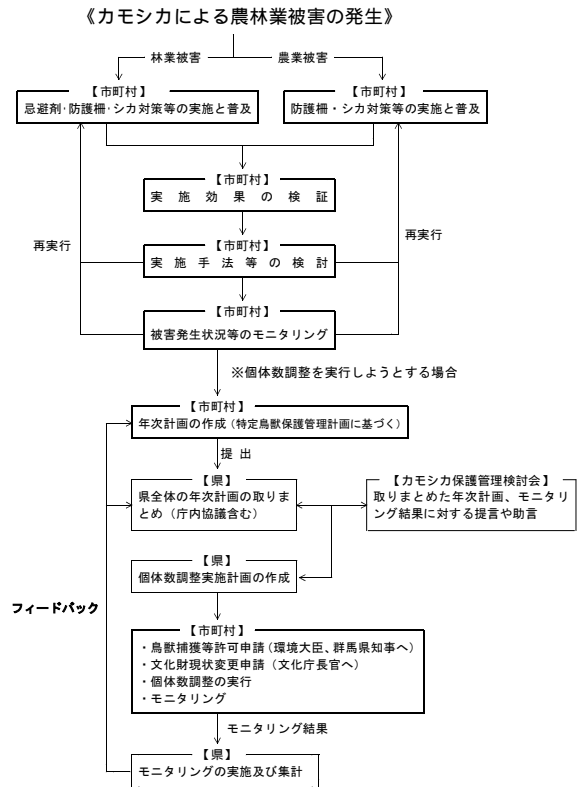


図7-1 保護管理の実施概念図